

【参考資料】

平成31年第1回奥州市議会臨時会
条例議案 新旧対照表

議案第1号 奥州市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

奥州市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(管理者の設置の特例)</u></p> <p>4 <u>第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月1日から同年3月31日までの間、法第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、病院事業に管理者を置かない。</u></p> <p><u>(管理者の権限の特例)</u></p> <p>5 <u>前項の規定により病院事業に管理者を置かない間、管理者に関するこの条例及び他の条例（奥州市病院事業管理者の給与に関する条例（平成27年奥州市条例第4号）を除く。）並びに市の機関の定める規則及び規程の規定は、管理者の権限を行う市長に関する規定とみなす。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 略</p>